

交通事故などで治療を受けたら

後期高齢者医療
担当窓口

必ず届け出を!

第三者行為による被害届のお願い

交通事故などの「第三者行為」によるケガや病気の治療にマイナ保険証等を使ったときは、後期高齢者医療担当窓口への届け出が義務づけられています。

第三者行為によるケガ・病気とは



! 下記のような場合も「第三者行為」となり、届け出が必要です。

- ✓ 家族や親せきが運転する車に同乗中に事故に遭ってケガをした
- ✓ 相手が不明な場合
- ✓ 自身の過失が大きい場合 など

 茨城県後期高齢者医療広域連合
TEL 029-309-1214

※後期高齢者医療保険は75歳以上(一定の障害があると認定された場合65歳以上)の方が加入する医療保険です。

届け出のしかた

市町村担当窓口へ連絡

まずはお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にご連絡ください。



必要書類のご案内

- ・ 第三者行為による被害届
- ・ 事故状況報告書
- ・ 交通事故証明書
- ・ 念書
- ・ 誓約書

※事故状況によって必要な書類が異なる場合があります

書類の提出



書類を記入・準備したうえで、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にご提出ください。

どうして届け出が必要なの？

交通事故などの第三者行為によりケガや病気をしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者に支払能力がない場合などには、被害者の負担を軽減するために、一時的に後期高齢者医療制度が治療費を立替え、あとから加害者に請求します（第三者行為求償事務）。その際、傷病の原因となった状況や、加害者本人や加入している保険会社の情報が不可欠となるため「**第三者行為による被害届**」が必要なのです。



届け出がないと

加害者または加害者が加入する保険会社に対して後期高齢者医療広域連合からの請求ができなくなります。その結果、後期高齢者医療制度の負担が大きくなり、被保険者の保険料の負担増加にもつながってしまいます。マイナ保険証等を使って治療を受けたときは、すみやかに届け出を行ってください。

こんなときはマイナ保険証等が使えません！

- ☑ 通勤中や仕事での事故やケガ



労災保険が適用されます

- ☑ 故意の犯罪行為やけんか、泥酔などによるケガ



- ☑ 本人の無免許運転や飲酒運転による事故



❗ 示談を結んでしまうと加害者が支払うべき治療費を保険者として請求できなくなり、給付ができなくなる場合があります。